

第 38 号議案

加東市介護保険条例の一部を改正する条例制定の件

加東市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 6 月 3 日提出

加東市長 安 田 正 義

加東市条例第 号

加東市介護保険条例の一部を改正する条例

加東市介護保険条例（平成 18 年加東市条例第 127 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項から第 5 項までの規定中「平成 32 年度」を「令和 2 年度」に改め、同条第 6 項中「から平成 32 年度までの各年度」を削り、「31,800 円とする」を「31,800 円とし、令和元年度及び令和 2 年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、26,500 円とする」に改め、同条に次の 2 項を加える。

7 第 1 項第 2 号に掲げる第 1 号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和 2 年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、44,200 円とする。

8 第 1 項第 3 号に掲げる第 1 号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和 2 年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、51,300 円とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 5 条第 6 項から第 8 項までの規定は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

（経過措置）

2 平成 30 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

第38号議案 要旨

加東市介護保険条例の一部改正（要旨）

1 改正理由

介護保険法施行令（平成10年政令第412号）の一部改正に伴い、第1段階から第3段階に区分される第1号被保険者の基準額に政令で定める軽減割合を乗じることで、市町村民税非課税世帯の第1号被保険者の保険料負担の軽減を図るため、所要の改正を行うものである。

2 改正内容

令和元年度及び令和2年度における第1段階から第3段階に区分される市町村民税非課税世帯の第1号被保険者の保険料の額を以下のとおり引き下げること。

なお、第1段階に区分される第1号被保険者の保険料軽減については、平成27年4月から既に一部実施している。

	保険料基準額に対する割合
第1段階	現行0.45（年額31,800円） → 改正後0.375（年額26,500円）
第2段階	現行0.75（年額53,100円） → 改正後0.625（年額44,200円）
第3段階	現行0.75（年額53,100円） → 改正後0.725（年額51,300円）

3 市民負担への影響

非課税世帯の保険料基準額に対する割合を引き下げることにより、第1段階に区分される第1号被保険者の年額保険料負担は、5,300円、第2段階に区分される第1号被保険者の年額保険料負担は、8,900円、第3段階に区分される第1号被保険者の年額保険料負担は、1,800円軽減される。

4 市財政への影響

第1段階に区分される第1号被保険者数を1,425人、第2段階に区分される第1号被保険者数を768人、第3段階に区分される第1号被保険者数を695人と見込んでおり、市の財政負担は約3,900千円（軽減額総額は約15,600千円）の増となる。

5 施行期日

公布の日（改正後の第5条第6項から第8項までの規定は、平成31年4月1日から適用）

新 旧 対 照 表

現 行	改 正 案
<p>(保険料率)</p> <p>第5条 平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者（法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>2 平成30年度から平成32年度までの令第39条第1項第6号イの市が定める額は、120万円とする。</p> <p>3 平成30年度から平成32年度までの令第39条第1項第7号イの市が定める額は、200万円とする。</p> <p>4 平成30年度から平成32年度までの令第39条第1項第8号イの市の定める額は、300万円とする。</p> <p>5 平成30年度から平成32年度までの令第39条第1項第9号イの市の定める額は、500万円とする。</p> <p>6 第1項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>31,800円とする</u> _____。</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第5条 平成30年度から令和2年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者（法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>2 平成30年度から令和2年度までの令第39条第1項第6号イの市が定める額は、120万円とする。</p> <p>3 平成30年度から令和2年度までの令第39条第1項第7号イの市が定める額は、200万円とする。</p> <p>4 平成30年度から令和2年度までの令第39条第1項第8号イの市の定める額は、300万円とする。</p> <p>5 平成30年度から令和2年度までの令第39条第1項第9号イの市の定める額は、500万円とする。</p> <p>6 第1項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成30年度_____における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>31,800円とし、令和元年度及び令和2年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、26,500円とする。</u></p> <p>7 第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の</p>

減額賦課に係る令和元年度及び令和2年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、44,200円とする。

8 第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和2年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、51,300円とする。